

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポル幡ヶ谷九〇四 電話(03)3377-4649

FAX(03)3299-5367

振替 〇〇一〇〇〇一九一五八四三二 労金 東京労金本店 No 1154163

購読料 月額 600円

6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

まだまだがんばれる、頑張るぞ

杉山 智子……………2

山形の皆さん、ありがとう

松枝 佳宏……………3

大転換、大競争のなかで……

—自治労別府大会から考える—

政権研究班……………6

鼎談 勲章や政治連合のこと

六十兆円の「公的資金」の

ぶんどり合戦がはじまった

編集部……………9

介護保険 学習と行動を

三多摩医療生協……………11

派遣労働の本質は労働者レンタル制

日本労働弁護団……………13

—労働者派遣法の「改正」案に反対する労働弁護団アピール—

住民投票条例が市議会に上程……………14

—住民投票議員団結成(神戸市議会)にあたっての声明—

日程に上った春闘の終焉……………16

読者からのおたより……………15

旬刊 社会通信

NO. 720

一九九八年二月二日号

一九九八年二月二日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

まだまだがんばれる、頑張るぞ

山形の皆さん、ありがとう

何の理由も示されなのまま、夫たちは首を切られ本来の仕事を奪われ、ささやかながら幸せな生活を壊されました。私たち家族は夫たちに一日も早く仕事をして欲しい、元の生活を取り戻したい一心でここまで来ました。

不安な毎日の生活の中で悩み、気が滅入りがちになった事もありました。しかし、私たち闘争団を支え、応援してくださる多くの皆さんに、励まされ勇気づけられながら、何とか頑張ってくる事が出来ました。

そして迎えた五月二十八日、東京地裁には大きな期待はしていなかったものの、正直言っただけの判決にはショックを受けました。政府の力の大きさを目の当たりにしたと同時に、自分たちの頑張りの不十分さを痛感しました。しかし、これまで国労頑張れと応援し共に闘い続けてくれた多くの仲間の皆さんや、我慢ばかりさせて来た子供たち、心配をかけ続けている親たちの事を考えたとき、こんなことで負けてはいられない。この国鉄闘争を風化させたくない、この十二年を決して無駄にしたいと思いがさらに強くなりました。

今回、山形県平和センターの皆さんのご尽力により、国鉄闘争の重要な局面を迎え、支援連帯の輪をさらに広め、全面勝利解決を勝ち取る態勢作りとして「国鉄闘争報告集会」を山形県内七地区で開催していただきました。音威子府闘争団から組合員二名と家族二名が参加させていただきました。集会の開催にあたり、北海道からの旅費などを捻出するために会場内外での物資販売やカンパを、そして国労山形県支部の皆さんは、毎月の闘争支援カンパのほかに今集会のために一〇〇〇円カンパを取り組むなど、多くの方々のご協力によって実現していただきました。

人前で話をする事が苦手で、ものすごい緊張の中での参加でしたが、この十二年の思い、五・二八東京地裁判決以降の闘う決意を報告する事が出来ました。

各地区集會に参加された大勢の人たちが私たちの話を聞いてくれる、そして応援してくれているのだと思うと「まだまだ頑張れる、頑張るぞ」という気持ちになりました。多くの皆さんとの交流を通して、どこの職場にも合理化・リストラ攻撃の波が押し寄せ、誰もがいつ首を切られてもおかしくない状況であること等厳しい職場実態を聞き、夫たちの首きり同様根っこは同じところにあるのだということを感じ、このことが当たり前のようになりつつある社会を絶対に許してはいけないと思いました。

この国鉄闘争をただ単に雇用だけの問題で終わらせてはいけないという事を強く思いながら、すべての労働者が安心して働き続けられ、安心して生活ができる日まで、皆さんと力を合わせもうひと頑張りもふた頑張りもし解決へ近づけて行きたいと思えます。

私自身この行動に参加して、当事者である私たちがこの国鉄闘争を多くの人に広め伝えて行かなければいけないという事を実感し、そして、多くの事を学ぶことが出来た意義深い行動となりました。

闘争団組合員、家族にまたひとつ勇気と元気を与えてくれた「国鉄闘争報告集会」を開催していただいた山形県平和センターの皆さんはじめ、今集会実現のためにご尽力をいた

だいた皆さんに心から感謝を致します。

(北海道音威子府村 杉山 智子)

大転換、大競争のなかで：

—自治労別府大会から考える—

最大の課題—自治体リストラとの闘い

地方分権推進の中で、行革リストラは新たな段階に突入している。現業労働者に限らない全面的な合理化の展開である。

たとえば介護保険に象徴されるように、医療・福祉の切り捨てなど公務サービスに携わる自治体労働者の丸ごと民間委託化とともに自由競争という市場化された医療福祉部門の官・民間われない労働力安売り競争が展開されようとしているし、はや展開されている。水道・ガス、交通、清掃（環境）など公営企業をも巻き込んで本当に全面的なのである。

そればかりではない。市町村合併をはじめとする広域行政の進展は、市町村そのものの合理化であり、当然の帰結として自治体労働者総体の人べらしとなって出現する。権限が付与、強化されたという中核市でも財政難で要員が確保できず、仕事増で労働条件が悪化する、あるいは先述した丸ごと民間化が進んでいる。保育所はその一例である。蛇足となるが、世を騒がすダイオキシンの、O-157、環境ホルモンなど、効率第一、利潤第一の行政、あるいは大企業のあり方が糾弾されるべきなのに、この自治体合理化に利用されるという現実もあるのである。

そして忘れてならないのは、県行政の「空洞化」である。「国から地方へ」と並行して「県から市町村へ」権限委譲も急ピッチである。とりわけ対人サービス関連の権限は仕事、県から市町村へ押しつけられている。これがまた市町村の合理化を増幅し、県関連労働者への合理化としてハネ返っている。現在進行している地方分権推進計画は一応「県の役割」を前提としているが、住民と接する機会を失っていく県は、いかに「民主的な江戸幕府体制」、「地方主権」といおうと、チョンマゲ姿の殿様以上の冷たい官僚に牛耳られた権力機構として住民の前に現れるしかない。そして、ますます中二階的存在として、市町村、住民からうとまれ、結果的には財界のいう「道州制」へ変転していくであろう。

いま産別自治労に求められているのは、このような自治体リストラにどうたち向かうかである。残念ながら、別府大会はこの課題にこたえることはできていない。

公共サービス、公的責任とは

たしかに自治労は、非正規労働者の増大、民間参入の中で、民間公共サービスにかかわるすべての労働者の組織化に着手している。それは必然でもあり、労働者の連帯を深め、お互いの改善をめざす上で、大きな一歩である。

しかし公共サービスとは何であろう。公的責任とは何なのか。この問題は整理されておく必要がある。私は一般的に公共サービスはすべて公的責任でやらなければならぬと考える必要もなければ、民間活力を利用することが間違いだとも考えていない。現実に医療や福祉部門に民間経営体は多いし、民間労働者が多く働いている。いい悪いではなくて、このように社会は動いている。

だが私は、この公共サービスという意味について理解ができない。「労働はすべて社会的である」—そこからするとすべての労働は公共的なのである。だが現在問題なのはこのような課題ではあるまい。

地方分権と一緒に進む福祉国家論的考え方の転換である。その中味は①地方自治破壊を伴う自治体の再編成、②公共サービスという名での社会保障制度全般の見直し、といえる。これは税制のあり方（直接税か間接税か消費税か、その支出という財源配分の問題）の問題であり、労働力の配分の問題なのである。後者についていえば、社会保障制度の見直しによる保険方式までを含めた医療、福祉（そして教育・臨教審答申をみよ）の自由競争市場化の中での、労働力安売り競争の展開である。

一言でまとめれば、大競争時代にあわせた地方再編成であり、国家権力を頂点とした支配強化である。これこそが新自由主義の本性ではあるまいか。

自治労は最近憲法第二五条よりも、第一三条を強調するようになった。とりわけ措置制度や必置規制の廃止の根拠になっている。両条項を掲載しておく。

第二五条（生存権、国の社会的使命）①すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第一三条（個人の尊重と公共の福祉）すべて国民は、個人として尊重される。自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

とりわけ介護保険制度の導入に当たって、弱者救済の視点からの措置制度をやめ、一人ひとりが福祉サービスの盾を選べる権利を保障するというのである。私は専門家でも、専門従事者でもないのに、措置制度、必置規制の問題点について言及しないが、この自治労の論調をみると、日本国民は裕福になったものだと思う。大震災を経験し、復興の現実をみる時、これは権力による弱者切り捨てではないのか、権力による差別助長を許すものではないかと思うのである。私は憲法の条文をバラバラに取り出すのはどうかと思うが、第二五条を読み返してもらいたい。社会保障は国の責務ではないのか。

また自治労は「分権型福祉社会」といい「市民が自治体を選ぶ権利を持つ時代」になったという。本当か。過疎過密、いびつな社会を作り出してきた歴史、二重三重ともいえる搾取構造を問わずに、あまりにも理念的な言葉遊びであるだけでなく、危険である。自治体の側からいっても、財政基盤の貧弱な市町村は切り捨てられるしかないのである。

あえていえば、公共サービスという名で社会保障の意味、現実が切り捨てられている。蛇足ながら付け加えておくと、連合にあわせてか自治労も所得税減税は強調するが消費税廃止には言及しなくなっている。

企業内志向の克服

公的責任ということについてももう少し考えてみたい。定員（要員）、賃金、勤務労働条件など、自治体労働者は公務員であるが故に一定保護されてきたし、自治労は自治体労働者の労働組合として連帯し闘い、向上させてきた。看護婦の夜勤制限の「ニッパチ（二・八）闘争」や保育所改善の闘い等々である。それらは社会的に影響力を及ぼしてきた。

私は公的責任とは、一つに全国的な福祉水準の保障という意味での行政責任、一つには労働組合が闘い、労働者の労働条件の水準をより向上させるといふ責任があると思うのである。

人事院が福祉給料表の検討をしている。公務員労働者の中に新たな分断・差別の賃金制度が必要なのか疑問だし、その行方について警戒しなければならぬが、私たちに求められているのは、現実に進む福祉切り捨ての中で悩む自治体労働者、そして増大する臨職や中小民間下請け労働者と一体となった闘いなのである。その中でしか、賃金をはじめ労働条件の改善はありえない。

しかし残念ながら自治労産別統一闘争は大きく後退している。そしてその結果、各単組の産別結集は落ち込み、組織率も低下してきているのである。「行革で組合員減少が続き、基本組織の弱体化が、財政・人数両面で続いている」という別府大会での素直な発言は真剣に考えられねばならない。自治労ばなれの現象である。

たたかう部隊がたたかわない自治労本部に愛想をつかしたのならまだしも、労働組合機能の瓦解であり、その存在感の喪失である。

一般的に労働組合は闘う中で、組織を維持し強化していくけれど、自治労は賃金にしても、医療・福祉にしても、健福闘争や現業闘争など産別統一闘争の中で強くなってきたし、組合活動家が生まれてきたのである。ストを経験したことのない青年労働者が増えているが、スト指令を出したこともない指導部もまたふえているのである。

現在の行政改革を明治維新、敗戦に次ぐ第三の改革と位置づけ、既得権益を守り変革の障壁となっている保守本流⇨自民党、そして官僚体制を打破する。これは民主党の方向であり、文字どおり新自由主義であるが、自治労中央主流の考えはこの方向と一致している。その上になつて、政治、そして制度・政策闘争として、分権を進め自治体改革を叫んでいる。そして大競争時代、公共サービスを担う自治体労働者も、血を流す（既得権益放棄）必要もあるといい、いきすぎ、やりすぎの行革リストラには、地域（県本部、単組）で闘いなさいという。闘いの「分権化」である。これが自治労本部の方向である。

ここには全国統一闘争の志向どころか、闘う姿勢さえないのである。これでは多くの単組、そして個々の組合員は、職場を守り、自分を守るには、自らの努力で競争に打ち勝つしかないのである。労働強化とともに差別分断がまかり通る。

実はこれは自治労の危機なわけである。しかしその危機意識は弱い。否、危機意識があまりにも強いが故に、連合の傘の下に入り込み、民主党に傾斜する。いわば権力にとりいつて生き残りをかけるのである。これは私のうがった見方であろうか。

もう少しいえば、現在の地方分権は、中央に対する地方の団体自治の関連で主張され、推進されている。それも機能論的である。しかし地方自治の一方の柱である住民自治の強化が伴わなければ、地方権力―行政の力の増大のみを結果する。自治体労働者の役割、闘いがなければ、その傾向は増幅される。

一方、現業労働者だけでなく、直接住民とかかわるサービス部門、すなわち現場部門が切り捨てられ、弱小の市町村が見捨てられている。その中で、自治労の取り組みは政令指定都市、中核市といわれる巨大都市及び県職の課題を中心に組織的にも、運動的にも傾斜している。私は大都市職、県職が軸になることを否定しない。組織人員も多く、活動家の

量も闘いの伝統を持つそれが中軸になるのは当たり前である。しかし、それは闘いの中軸として、人とカネを出す、そして現業労働者や市町村町の仲間、さらには関連労働者の闘いを支え、一緒に闘うということである。

しかし自治体間競争という言葉まで生まれるような大競争時代、さらには産別統一闘争、地域統一闘争の後退の中で、自分（自分だけ）を守るという企業内の志向が強まり、その連合体として自治労が機能する、運営される危険性がある。弱い者の労働組合ではなく、強い者の圧力、団体化である。これまた私一人のうがった見方であろうか。

自治労を変えていく

別府大会に参加して、自治労の現状をみてきた。自治労を批判しているが、実は私たちの自己批判でもある。

自治労はなぜこうなったのだろうか。その責は私たちだけにあるとは思わないし、責を負うほど私たちに力があるわけでもない。

しかし、労戦論争での「敗北」以来、私たちにアキラメが先行し、自治労産別強化のために下から討議を積み重ね、押し上げていく努力が弱くなっている事実がある。自治労中央本部の路線転換が進めば進むほど、私たちの闘う条件もまた厳しくなるけれど、お互いの横の連携をとり合う努力をはじめなければならぬ。単に新社会党の問題ではなく、自治体活動家の役割である。

第二は、自治労批判はよいが、だったら私たち自身の自治体合理化に対決する闘いはどうかということである。別府大会に参加して、私自身自治労の危機、自治体の転機、そして分権と福祉切り捨てが両輪のようになって進行していく現実、現業労働者をはじめとする職場実態等々についてあらためて考えさせられたのである。

それこそ明治維新、敗戦に続く大転換の時代、大競争という中で、自治体再編リストラの本質を明らかにするとともに、住民投票など台頭する住民自治、市民自治をどうとらえ、連帯するのか、私たち自身が問われているのである。さらに企業内反合闘争から脱皮し、非正規、関連労働者との連帯、臨教審答申にみられる教育の再編成の中で教育労働者との連帯など、課題は多く重い。

自治労を変えていく力は、時には既存の考え方、組織と対立しながらも、このような中で生まれてくるだろう。来年は統一自治体選がある。自治とは何かということを含め、自治体リストラと対決する絶好の機会である。

(兵庫自治体研究会 松枝 佳宏)

鼎談 勲章や政治連合のこと

叙勲の光と影

A 今回はわが社の政権研究班メンバー三人によって、最近の政治、社会をめぐって自由に方言せよという編集部の注文がありましたから、ご好意に感謝しながら日頃無口な？三人で変動の激しい世の中のことを、遠慮なく話してもらいましょうか。

B けっこうですね。この頃はやたらに「むかつく」ことが多いですから、ストレス解消

のためにもやりましょう。まず私から―。

先日、文化の日の朝に新聞を見たら「秋の叙勲四四九〇人」とあった。勲章は老人の玩具だといわれているから、そうむかつくこともないと思うけど、ひとの人生に等級をつけて、政治家、官僚、学者などに優先で（官尊民卑の典型）上位の勲章を授けるといふのだから戦前の天皇制社会と変わってないですね。

C ことに政治家はもらうべきではないね。今は政治活動から生活まで全部、国民の税金で賄われているし、全部とはいわないまでも今日の生活不安をつくり出した人達に何故勲章だ。それに先日の中島代議士のような政党助成金まで個人で悪用ムダ使いして事件を起こしているのだからね。現在の助成金の大部分は政党政治の腐敗のために使われているといっても過言ではないと思う。「悪党助成金」は廃止すべきだ。

B かつての社会党は受章をことわることを決めていたが、右傾化にもなって平気で受章するようになったんだね。今度も旧社会党出身者は右派系が多い。いわば旧社会党を崩壊させるに功績のあった人達ともいえるよ。まず勲一等旭日大授章に参院副議長だった赤桐操（千葉県）、同瀬谷英行（埼玉県）の両氏。赤桐氏は全通、瀬谷氏は国労のそれぞれ出身である。両労組の組合員が激しい合理化に首を切られたり、人権が奪われていることを考えると、「一将功成りて万骨枯る」という古いことわざを思い出しますね。

A そういえば、鈴木茂三郎、成田知己、石橋正嗣などの社会党歴代委員長や、加瀬完（元参院副議長）、木原実、関晴正などの心ある元国会議員は受章を辞退しています。田辺誠元委員長、武藤山治元政審会長はとくに受けていますよ。

C 今回の受章には旧社会党の国会議員がまだいます。志苦裕（勲二等、参院議員、三月会から現社民党）後藤茂（勲二等、旧協会派から田辺派へ）洪沢利久（勲二等、旧江田派から田辺派へ）佐藤徳雄（勲三等、福島県、衆院、旧協会から中間派）の各氏です。今回叙勲の特徴の一つは、裁判官と検事そして大学教授のOBが大変多いですね。「国家権力の維持」に功績があったから勲一等から三等ぐらいの上位にずらりです。

B そうそう、先月に年金制度の改悪の方向を示した審議会長・京極純一東大名誉教授も勲二等瑞宝章を受けています。少しタイミングが良すぎますね。最近のいわゆる御用学者が多くなったことと、司法の反動化は、勲章のせいといいたくなりますね。

自自公の政治体制はどうなる

A 馬鹿馬鹿しい「勲章」の話しはこれくらいにして「政権研究班」らしく政治と政党の方に移りましょう。いい忘れましたが、勲章制度は廃止して、どうしてもというなら勲位のないいくつかの〇〇章にしたらどうですかね。

C 政治といえば、小渕首相も内閣も人気がないけどよく続いているよね。ヨタヨタしているからかえって倒閣にはならないかもね。「柳に風」のようなものかな。民主党など野党もバラバラにされていて、倒閣の迫力がないことも自民党に幸いているね。自民党は参院での過半数割れをうまく利用して、野党にクサビを入れる自由党と公明党との協力関係づくりに懸命だ。その中心は小渕内閣の大番頭の野中広務官房長官ですね。野中という人は、旧田中・金丸系で現実主義派といえる。政策はわからないが彼等なりの筋も通すから党内では人望はあるようだ。小渕首相の温厚な人柄と野中のコワモテのコンビで自民党

内は、反主流も文句をいえないというところだね。

A 自民党政治の根幹は何といつても財界主導ですよ。ただ財界のいうことを聞き過ぎると自民党の支持基盤である中小企業や大都市サラリーマン、そして農漁民層の反発を買って選挙で敗北することになる。自民党がまた大公共事業を不況対策として予算に組もうとしているのも支持基盤の維持のためであり、明春の統一自治体選挙対策ですね。

小沢自由党は路線的には財界タカ派（主流でもある）の意向を忠実に代行しているから、財界のねらっている挙国政権（オール保守体制の総仕上げとして）の方向で自民党と手を組むことに動き出しましたね。あれだけ反自民でやってきた小沢自由党としてみれば、何らかの大義名分が必要であるわけで、それが消費税率の3%引き下げ案となっている。中曾根元首相も消費税率の引き下げに賛成であるという発言をしている。中曾根氏は自・自連合をもとに翼賛体制をつくり憲法を改悪しようという考えからですから危険ですね。中曾根案は、二年間3%に税率を下げて、その後は5%に戻すというが、景気がよくなれば10%にも上げられるという（福祉目的税という名目で）インチキ性の強いもののようにだ。

B しかし自・自連合には自民党内に反対が強いよ。早くもいわれるYKKの加藤紘一前幹事長、山崎前政調会長、小泉前厚相は反対を表明している。このYKKは消費税率3%にも自・自連合にも反対といっている。野党とは政策ごとの「部分連合」でよいということだ。次の首相を望んでいる加藤氏にしてみれば、自・自連合となれば当然自分の芽はつぶされるから反対となるわけだ。YKKの連中は、民主党や社民党と組みたいわけでの面からも、自・自連合は排除したいということになる。

新しい公明党はどうなる

C それでも自・自・公の連合の話し合いは別々に進んでいるよ。もともと自由党の消費税率3%への引き下げは、自民党内に相当の反対がある。税収不足が深刻だけに大蔵省関係（族議員を含めて）の反対の声はだんだん大きくなってきているよ。いずれにせよ当面は、政策連合という立場でしょう。

その先の公明党の自民党との連携は、両者ともに本気だ。自民党の公式の名目はさきに述べたように、参院での与野党逆転対策である。しかしそれだけではない。来春の統一自治体選挙での首長選と次の衆院選挙での選挙協力関係をつくらうということだと思ふ。公明党と組めば小選挙区制のもとでは自民党は大勝する。公明党も昔からいろいろと対立もあつたが一番付き合ひの深いのはやはり政権党の自民とだから創価学会側（主として婦人部、青年部とだが）と話がつけば、現世の御利益を得て議席の維持・拡大にもつながるわけだから都合がよくなるわけだね。これは創価学会の池田大作名誉会長の命令でもある。これによって再び池田氏の国会への「召喚」など学会攻撃を避けるためにも、権力政党自民と仲良くしたいということだ。池田大作氏には、大望（欲）があるといわれる、それは日本の文化勲章、世界のノーベル平和賞をもらいたいということだそうだ。老人になると勲章が欲しくなるらしい。もともと池田氏の場合はかなり若い頃からの野望であつたらしいが。

A いずれにせよ、自由党も公明党も政権に入れてもらわなければ、政党としての夢も希望もなくなり、政党として維持できないということだろう。しかし問題は閣外協力である

うと連立内閣であろうとその連合に何をやるかということだ。この調子だと国会に「憲法改悪委員会」が常設されて、改憲のための路線が敷かれかねないという危険性である。民主党の中にも鳩山兄弟をはじめ改憲派が大きく存在しているのだからいよいよ「改憲の危機」といえる。われわれは労働運動の再建も含めて協同の大衆運動、思想闘争を展開しなければならぬ。統一戦線をどう構築するか、大衆討議が必要ですね。（政権研究班）

六十兆円の「公的資金」のぶんどり合戦がはじまった

飛ばし先は国民

政府・自民党と野党四党（民主党、平和・改革、自由党、社民党）は不況、生活・労働苦にあえぐ国民を尻目（しりめ）に、空前の国民負担を決めた。一つは、金融危機・金融システム不安を口実とする「金融再生法」、「金融早期健全化法」で総額六十兆円。もう一つは旧国鉄債務処理という名の「旧国鉄債務処理法」で総額二十八兆円。二つ合わせると国家予算を十五兆円も上回る八十八兆円にも達する。

金融危機の根本は資本主義経済に内在する矛盾のあらわれであるが、引き金を引いたのはバブルに踊り、それを増幅させた金融業という「卑しい職業」（竹内宏氏発言、『論争』九八年十一月号、九八頁）にあった。氏はさらにこうも述べる。

「私には、市場経済がほんとうに素晴らしい経済なのかどうかには疑念がある……。生産性が低い企業を暴力的に市場から追い出して、その結果、いいところだけ残って、市場は効率化するけども、その過程で、べらぼうにボーナスの多いやつと家族を抱えて泣いているやつが出る。卑しい経済というのはいやな経済だなあって感じがします」（同）。

しかし、彼もふくめだれも責任をとろうとしない。政治も彼らに責任をとらせようとなない。「けじめ」を求めるのは住管機構（住宅金融債権管理機構）社長の中坊公平だけだ。旧国鉄債務にもそれがいえる。国鉄清算事業団理事長は運輸省事務次官の天下りポストの一つ。十月二一日解散したが、発足いらいの十一年間に最高責任者は四人も交代している。そればかりか、当初二十五兆円であった借金は土地、株式を売っても三兆円もふえ、二十八兆円にふえてしまった。政府、清算事業団は「バブル崩壊の被害者」と逆に居直っている。そしてだれも責任をとろうとしない。借金の飛ばし先は国民である。

公的資金は国民の税金

自民党政策責任者たちは六十兆円は国民負担と決まったわけではない、「いざれ返ってくる」と強弁している。これは本当か。金融問題は庶民にとつてむつかしい。生活感覚の違いがそうさせるのだ。労働者の年間所得は五百万円前後、四十年勤続して生涯所得は一億五千万円前後で、日々のくらしは千円、あるいは万円が単位となる。家庭の大蔵大臣にとつては一円、十円で目の色を変えるのだから、億はむろん兆円単位になれば、「たくさん」と肩をすくめる他ないからである。

「公的資金」とはなにか。大銀行救済に投入される六十兆円の内訳は預金保険法の十七兆円、金融再生法の十八兆円、早期健全化法案の二十五兆円で、このうち預金保険法の十

兆円と金融再生法十八兆円、早期健全化法二十五兆円の五十三兆円が「政府保証」という名の公的資金である。

「政府保証」とはなにか。不良債権処理等、金融再生の仕事をするのは預金保険機構。そのとき預金保険機構が日銀などから借金するときに、国が「保証人」になるということだ。国が保障する裏付けは、国民の税金。借金がこげつく危険が高いからとられる措置だ。また、十七兆円枠のうち七兆円は国が預金保険機構に与えた「交付国債」だ。同機構が要請すれば国は国債を償還、つまり国債の金額を税金で支払うことになる。

このように「公的資金」は国民の税金のことに他ならないのである。

返る保障はない

次の問題は六十兆円が「返ってくる」ことがあるのか。三つの枠を考えてみよう。

まず、預金保険法の十七兆円である。これは①破たんした銀行が預金を払いもどすときに不足する資金を補うこと、②受け皿となる銀行への金銭贈与（特別資金援助）などに使われる。銀行の破たん処理に使われるだけだから、いっさい返ってくることはない。ちなみに住専処理では六千五百億円、拓銀処理ではすでに三兆四千億円、長銀には五兆一千三百億円がつかわれている。これは返ってこない公的資金注入である。

つぎに金融再生法の十八兆円である。これは①整理回収機構による不良債権の買い取り、②破たん銀行の整理・清算、③公的ブリッジバンク（つなぎ銀行）、④特別公的管理（一時的国有化）などに使われる。

不良債権の買い取りはどうかおこなわれるのか。整理回収機構はできるだけ安く買いたい、しかし破たん銀行はできるだけ高く売りたいとなる。安く買えばロスは少なくなる。しかし破たん銀行の側の損失がふえ、破たん処理の費用が大きくなる。破たんした銀行の受け皿となる銀行への資本注入が必要となり、したがって「返ってくる」保障はない。

破たん銀行の整理・清算の場合どうか。破たん銀行は、事務や財産の整理・清算をうじて解散するか、受け皿となる銀行に営業譲渡される。この時、不良債権の買い取り、受け皿銀行への資本注入に公的資金が注入される。

すぐ受け皿が見つからない時の方法がブリッジバンクで、①公的ブリッジバンクの設立資金、②運営上発生した損失補てん、③不良債権の買い取り、④受け皿銀行への資本注入に公的資金が使われる。

特別公的管理（一時国有化）では①株式の強制買い取り、②不良債権処理、③国有化のためのあらゆる費用に公的資金が投入されることになる。一〇月二三日、長銀は破綻。国有銀行化された。長銀の株価は十月二二日の時点で二円。国は長銀株をいくらで買うのか、長銀にどれだけの債務があるのか、長銀の「健全化」にいくらのお金が必要なのか、これらについてはちっとも明らかではない。もし長銀が特別公的管理で「健全になる」と金融・市場関係者が判断しておれば、長銀株は下がりがつづけることはない。国有化が既定の事実化した時にも、長銀の株式がくす同様の値しかつかないことは、資本主義的にもうけにならないことを示すものだ。だから、十八兆円の「金融再生法」は返ってくる保障はひとつもないといえる。

さらに金融健全化法の二十五兆円である。この金は破たん銀行以外のすべての銀行に注

入される。借り手の銀行はおそらく返す意志はあるまい。「入れたくない、入れたくない」とのポーズを装いながら、「政府のたつての頼みだから」と、旧国鉄債務の処理にみられる手法がとられることは確実で、これまた返ってくる保障は何一つない。

金融界は狂乱状態

金融界はいま狂乱状態にある。もし公的資金投入を要請すれば「危ない銀行」とみられたたかれ、預金が引き上げられる。銀行同士でもたたき合う。公的資金は欲しい、しかし危ない銀行とはみられたくないとの狭間（はざま）で揺れている。さらに時代の波にほんろうされ、かつての政界再編と同じ離合集散をくり返す。

大銀行はおそらく「みんなでもらえば恐くない」、「いっしょに申請しよう」ということになるだろう。「護送船団方式」の復活であり、税金のぶんどり合戦である。（編集部）

介護保険 学習と行動を

「在宅ケアを支える診療所機能の拡充と組合員相互の支援活動の強化」を二〇〇〇年四月に実施される介護保険制度の仕組みの中で新たな事業拡大として追求・準備する年によろ、ということが九八年度事業計画の柱の一つです。総代会後、理事会はこの課題について具体化するとともに、組合員の皆さんに学習と行動を呼びかけていきます。

近隣市へ要請行動

理事会は「住民本位の介護保険制度としていくための要望と質問」をまとめ、国分寺・国立・小平・小金井・立川・府中・東村山の各市への要請行動を開始しました。

現在、各市町村は介護保険の準備室を作り、実態調査をおこない、介護保険事業計画を具体化していく段階にあります。

昨年十二月に成立した介護保険法はさまざまな欠陥があります。特に、現在さまざまな福祉サービスを受けている方々にとって、保険料と利用料の新たな負担が生じますし、「保険あって介護なし」の不安が拭いきれません。要望内容の要旨は次の通りです。

①保険料は特に低所得者にとってたいへん大きな負担であり、この減免措置を検討してほしい。

②要介護認定審査機関は、被保険者やかかりつけ医などの意見を尊重しサービス水準が下がらないよう配慮するとともに、苦情処理への対応機能を市としても整えるべきだ。

③市老人保健福祉計画の現状と再目標を明らかにし、市の責任において目標の完全達成とサービス給付体制を整えること。

④ホームヘルパーの労働条件を改善するとともにその確保に力を入れること。

⑤給食サービスなど市独自の福祉をきりすてることなく維持・向上につとめること。

⑥介護保険事業計画策定は市民参加で実態と声を十分に反映させること。

⑦非営利の生協法人として市と協力して在宅ケアを支える機能を強化していくが、これへの支援・協力をお願いしたいこと。

七月二十九日に国立市、三〇日に国分寺市と、それぞれ市長宛に要請書を提出するとともに担当者や協議をおこないました。両市ともたいへん誠実に対応していただきました、要請については検討していただくとともに今後も連携を密接にしていきたいと考えています。

訪問看護ステーション交流

訪問看護の充実も要望の強い課題です。現在は診療の合間をぬっておこなわれていますが、事業計画では「できるだけ早い段階に訪問看護ステーションを設立できるように準備を進めます」としています。

介護保険対策委員会は、国分寺市や東京都と事前相談をおこなうとともに、七月三十一日に東京北区のふれあい医療生協の訪問看護ステーションを訪ね、交流をしました。

ふれあい訪問看護ステーションは今年四月にオープンし順調に活動を広げています。

活動目標を―①利用者・組合員、地域住民の要望に沿った質の高い訪問看護 ②訪問回数・利用者数が増え事業を安定させる ③保健相談を充実させ、健康状態を把握するとともに予防・治療・在宅医療の活動を通じて地域全体の健康レベルを向上させる ④生協組合員組織の拡大をはかる ⑤家庭・職場・地域・区・都・国レベルの対策を立て、生協・行政がするべきことを明らかにし、社会保障活動と連携するとして看護婦さんたちが生き生きと活躍しています。

全国・都内の医療生協でも訪問看護ステーションをもつことが当然となつてきています。他の生協の実践に学び生かしていくこととします。

学習しましょう

班・サークル・ブロックなどで集まる際に、介護保険を学習テーマとするよう要請しています。新制度の問題点を明らかにするとともに、保険者となる市町付に要請行動を起こしていくことも大切です。医療生協が果たすべき役割を高めていかなければなりません。そのための話し合いをおこないましょう。

また、近隣の老人会などから依頼をうけ、医療生協から講師派遣をして学習を進めています。並木町で配食サービスのボランティア活動を進める「たちばな会」、本町の老人会「長寿会」、東元町・南町の老人会などで学習会がおこなわれました。いずれの会場でもたいへん関心が高く、大勢の参加があるとともに質問も活発に出されました。

「わずかな年金。消費税率は上がるし、医療費負担も大幅に増え生活は苦しい。新たに介護保険料を払っていく余裕はない」「現在無料で受けている福祉サービスが、たとえ同じ内容で受けられるにしても利用料を払えるだろうか。貧富の差は大きくなるばかりでたいへん不安だ」等々の切実な声も出されています。

一方、医療生協・診療所への期待も高まっています。「先生や看護婦さんの往診が本当に助かっていると近所でも評判」「夜まで診療してくれたり看護婦さんたちも優しくて診療所の存在が有り難いといった声もいただきました。

介護保険制度をきっかけに生協・診療所がより地域で貢献できるよう、力を合わせましょう。学習会、班会の設定は生協へお気軽にご相談下さい。

(三多摩医療生協『うれしい健康生協だより』No.一四〇号)

派遣労働の本質は労働者レンタル制

—労働者派遣法の「改正」案に反対する労働弁護団アピール—

労働法制改悪は労基法から「労働者派遣法」に移った。派遣法改悪の問題点は①港湾運送、建設警備の三業種を除きすべて解禁されることだ。期間については「一定の期間内に完了することが予定されているもの」とされる。

この改悪で①契約の短期化—「雇用調整弁」として使われる派遣労働者、②やりたい放題の派遣先企業—契約途中解除・事前面接・セクハラ、③ずさんな個人情報管理—派遣元・派遣先とも人権感覚が欠如、④居直る派遣先—違法承知の労働・社会保険加入拒否・仕事回さない、⑤おおつびらの違法派遣・偽装請負・二重派遣はさらに助長されることになり、大失業時代、労基法改悪と相まって、本工、臨時労働者の労働条件は資本の思うままとなってしまう。

日本労働弁護団は十一月五日、「緊急シンポジウム」を開いた。報告者は法案推進者の高梨昌氏、それに派遣労働ネットワークで反対運動の先頭に立つ中野麻美氏、「何人くるか」と心配顔の主権者だったが、会場は満員。労働法の「権威」の高梨氏は、「日本の労働法体系は正規労働者のための法」、「小零細労働者等は特別法で対処」、「派遣法は全労働者を対象とする法」、したがって新しい時代に対応する立法と述べた。高梨氏は最近、規制緩和に辛口の論評をされていたので歯切れいいレポートをされるかと期待したが残念だった。以下は集会アピールの全文である。（編集部）

一、派遣労働の全面自由化を盛り込んだ労働者派遣法の「改正」案が国会に上程された。派遣労働の対象は、現行法では専門的な知識・技術などを必要とする二六業務に限定されている。これを港湾運送業務・建設業務・警備業務の三業務と労働大臣が特に命令で定める業務を除いて（ただし、経過措置として製造の業務については当面の間禁止）、全て派遣労働を解禁するというのであり、この法案が成立すれば、一般事務から営業・公務部門などあらゆる分野に派遣労働が許されることになる。

二、派遣労働の本質は、労働者レンタル制にある。労働者は派遣元に雇用されて、派遣先に派遣（＝レンタル）され派遣先が使用することになるが、派遣先は使用責任のみで雇用責任を負わないので、「借主」である派遣先にわがまま勝手な「使用」と「返品」を許す法構造になっている。派遣契約の中途解約による雇用不安、労働時間・仕事の内容・就労場所などに関する約束違反、プライバシー侵害、セクシャルハラスメントや差別的取扱などトラブルも後を絶たない。わが国では雇用形態による差別が現存し、派遣労働者の労働条件は正社員に比べて劣悪であり、その格差は大きい。社会保険の加入率も極めて低い。このように使用者の無責任を許容する派遣労働であるがゆえに、人件費コスト削減の欲求が強い使用者は、これまで最大限に派遣労働を利用してきた。労働省統計では派遣労働者数は七十二万人（全雇用者の一・三五％）であり、違法派遣をも含めると一〇〇万人（同一・八七％）を超えるといわれている。

派遣労働についてほとんど規制のないアメリカでも派遣労働者の比率は一・四九％（九五一年一八三万人）であり、現行で派遣労働の対象が二六業務に限定されていることからすると、わが国の派遣労働者の数値は極めて高いと言える。派遣労働が全面自由化されると、正社員が派遣労働者に置き換えられる事態が進むと予想される。先日、大手証券会社N社が女性社員一五〇〇名を派遣会社に移す提案を行ったが、このような事態が多くの職場で起こることが予想される。

特に女性労働者に与えるインパクトは、大きい。女性の派遣労働者化により、今でも大きい男女格差は一層広がり、産休、有給休暇、育児・介護休業（有期雇用の場合法律上適用除外）の取得が困難となり、女性の働く権利が逆戻りするおそれは強い。

三、以上の点から、日本労働弁護団としては、労働者派遣法の「改正」案には反対であり、以下のことを求めるものである。

1、臨時的・一時的な労働力の需給調整のための全面自由化は、認めることができない。
2、次のような労働者保護の義務規定を明確にすべきである。

① 派遣契約の中途解約についての派遣先企業の責任
② 派遣労働者の個人情報範囲の制限、個人情報漏洩についての罰則・損害賠償の責任規定

③ 派遣先での均等待遇

④ 派遣先における派遣受入れ時の確認義務

⑤ 派遣先での正社員化

⑥ 派遣先の団体交渉応諾義務

⑦ 派遣元と派遣先の責任分担の明確化

3、次の関連法規の整備や運用の改善を図るべきである。

① 派遣労働者に対する社会保険適用

② 派遣先のセクハラ防止責任

四、今回の労働者派遣法の「改正」案は、わが国の労働者の働き方を大きく変える内容を含んでいる。そして、そのインパクトは、先の臨時国会で成立した労働基準法改正以上に深刻であるともいえる。

私たちは、派遣労働の全面自由化に反対し、派遣労働者の保護の拡充を強く求めて、労働者派遣法の「改正」案に反対するものである。

（一九九八年二月五日 日本労働弁護団 会長佐伯静治）

住民投票条例が市議会に上程

— 住民投票議員団結成（神戸市議会）にあたっての声明 —

神戸市で「住民投票条例の上程」がおこなわれる。代議員制を補完・補充する直接民主主義の試みが百万都市、政令指定都市で一步をふみだした。前途は声明もいうように容易ではない。しかし、新しい民主主義の形態が巨大な一步をすすめることはたしか。注目し、神戸と連帯しよう。

（編集部）

「神戸空港」建設の是非を問う住民投票条例案が、長い道のりをこえ、きたる一二日に上程される運びとなりました。市長選挙終了後の寒い時期に相談をはじめ、神戸の春を準備の議論と行動に明け暮れ、猛暑と厳しい残暑のなかで署名活動に取り組んだその日々をふりかえるとき、感無量のものがあります。

三〇万市民の、三五万人ともそれ以上とも考えられる人々の、神戸を愛するが故の条例制定を求める思いと行動に、心から敬意を表します。

歴史のひとつまに身を置いているという喜びを感じます。被災都市神戸の、もし全国へ

の可能な恩返しがあるとすれば、都市と都市住民の新たな関係を創り出すことだと考えます。まだ一度もその是非が市民に問いかけられたことのない「神戸空港」建設について、その是非を住民投票で決しようとすることは、主権者として当然の行動です。私たちは代議員として、主権者のこの要求を实らせたいと考えました。

条例案審議をこれから始める議会は、しかし、残念ながら楽観を許しません。五一対一九という厚い壁の前でこの条例案の前途を悲観する声もあります。わずかの審議日程でこれを決しようという議会の動向は、何よりも市民の期待を裏切るものです。十分な調査権の行使はもちろんのこと、公聴会、参考人意見聴取など議会に付与されたあらゆる権限を駆使することを強く求めます。請求代表者を議会に迎え、条例案の説明を求めることがまず重要です。

一方、市長はすでに「署名をしなかった」七〇万人はどうなのかということもある」と本会議で発言し市民に敵意を示しましたが、つづいてこれから市議会が審議しようとしている矢先に埋め立て免許の出版を行いました。さらに本請求に際しても五人もいる三役のうち、だれ一人として市民の前に姿を現さないという不可解きわまりない事態も生じました。広報紙上では「二〇万人もの市民が納得していないので」わかりやすい広報にとめる」と、あたかも納得しない市民が無知であるかのような表現をして住民投票条例を牽制しました。

新社会党神戸市会議員団と無党派市民ネット議員団は、条例案審議にあたり、持てる力を最大限發揮するため可能なことはすべて行おうと決意しました。小会派として議事運営や委員会運営から排除されている実状を打開し、十分な審議時間の確保と充実した市議会の議論を作りあげることが、すべての期待に応える道であり、また全国の注目に応える道であると確信します。

市民の皆さん、あの壮大な署名運動が水泡帰さないようにするため、私たちは「住民投票議員団」として最善を尽くします。もういちど、早急に八月二日から九月二〇日まで示し続けたあの雰囲気を再現し、市議会を取り囲んでください。一緒に歩んでください。

一九九八年二月二日

小山 乃里子・恩田 怜・原 和美・浦上 忠文・加納 花枝・井上 力・栗原 富夫

◇ 読者からのおたより ◇

カンパです 四千円送ります。四百円は少しですがカンパです。

(埼玉・K)

編集部より カンパありがとうございます。「通信」に注文、要望も寄せて下さい。

本隊と闘争団 全国、エリア、地本等々の大会は「補強案」について討論。国家的不当労働行為を許さないために、職場闘争と地域に出る運動を今一度、自分自身に言い聞かせています。親や友人とも離れ、何をしに本州に来たのか。一日も忘れたことはありません。調子の悪い親のためにも一日でも早期に勝利するため全力でがんばりたい。闘争団と本隊の運動をしっぴかりかみ合わせましょう。

(国労・A)

編集部より 過日、久しぶりに北海道を一回りしてきました。ちょうど北海道本部大会前ということで、少しばかり緊張しておりました。道本部大会は従来方針を決定したと帰京後聞きました。さらにご健闘を！

花を咲かせる もうすぐ雪の降る季節がやってきます。新社会党もきびしいですが、耐えてやがて

春に花を咲かせます。

(名寄・O)

編集部より 先日はお世話になりました。久しぶりにお会いし、みんな元気なのに励まされまして。経済的にもますます寒くなりそう。大きく構えてがんばって。

園内論文おもしろかった 再び「国労」が焦点のようです。第七一七号の園内論文は、国労内論争を「統一的に把握」する立場の分析で分かり易く役に立ちました。今後、金融恐慌―世界恐慌のメカニズムの経済分析を期待します。新日本出版社「経済」に負けぬ筆致を！

(大阪・M)

編集部より 嬉しいおたよりありがとうございます。この論文については反響が大きいようでMさんのような便り、電話をいただいています。近く、恐慌論について連載します。乞うご期待！

誌代送ります 今年の北海道は温かい秋、長い秋を現在送っています。この時期に二〇度前後ある日中温度は気持ちよいものです。四月にはお世話になりました。年に一度は行ってみるものと改めて一〇年戦争を超えてきたつながりを実感しました。来年また会える日を楽しみにしております。今年度の会費を同封しておきます。

(旭川・A)

編集部より 先日、お会いできるかと楽しみにしておりましたが、残念。ご活躍を！

ニギリ 百円寿司が近くできて、たいへんな人気を呼んでいる。ペンツやBMWもよく停まっている。しかし、この回転寿司の影響を受けて、閉店していく飲食店もあるようだ。バブル時代のつけない税金の投入で助けようとしている。政府・自民党のにぎった寿司を食わされる国民は食中毒にならないかと不安である。なぜなら、自民党が銀行業界から何を握らされているのかわからないからだ。

(兵庫・恵土)

編集部より 長銀には一千九百億円と国有化時に三兆円さらに四千億円、そして二兆円が準備されました。五兆五千九百億円が投入されたのです。神戸大地震のことを考えるとハラワタが煮えくり返る思いです。

日程に上った春闘の終焉

日本労働運動のシンボルだった春闘がいよいよ消滅の危機を迎えている。連合事務局長の日経連セミナーでの発言、「雇用保障あればベアⅡ賃金凍結も」、「労使で絶対賃金水準論議」が、現実味をおびてきた。九九春季生活闘争の要求の基本構想で、連合の労働条件委員会（委員長・電気連合委員長）は、①個別賃上げ方式をさらに強める、②横断的な賃金決定を促すために、新たにナショナル・ミニマムのな三五歳の最低到達目標を設定するとして、③昨年のような平均方式による統一要求額の併記を盛りこんでいない。これは、労務構成や賃金を構成する項目が同一産業でも異なるなか、連合が統一的な要求額を決める必要はなく、産別にまかせるべきとの主張が強まっていることが背景にある。

この案をもとに開かれた連合の九九春闘討論集会で、連合会長は「夜も寝れないくらい、迷い悩んでいる」とあいさつ。事務局長は「根本からの絶対水準の高さを重視したい」と提案した。これに賛成したのはJ・C主流組合。対し、中小労組は「平均賃上げの表示の旗は降ろすべきではない」と批判。なお、原案作成の責任者・電気連合委員長は、「上げ幅春闘は終わった」と、従来の春闘方式を全面的に変更する考えを明らかにした。

春闘方式をめぐる論議が始まったのは一九七九年から、二〇年の歳月を経、いよいよ山場にさしかかったようである。連合春闘方針は十一月一七日の中央委員会で決定される。